

個人住民税における特別徴収税額通知
(納税義務者用)の電子化について

特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

○地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。

○地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。

- ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
- ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
- ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

○一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低いうちは電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

(eLTAXを通じて特別徴収義務者を經由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を經由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

案①(マイナポータルへの送信案)

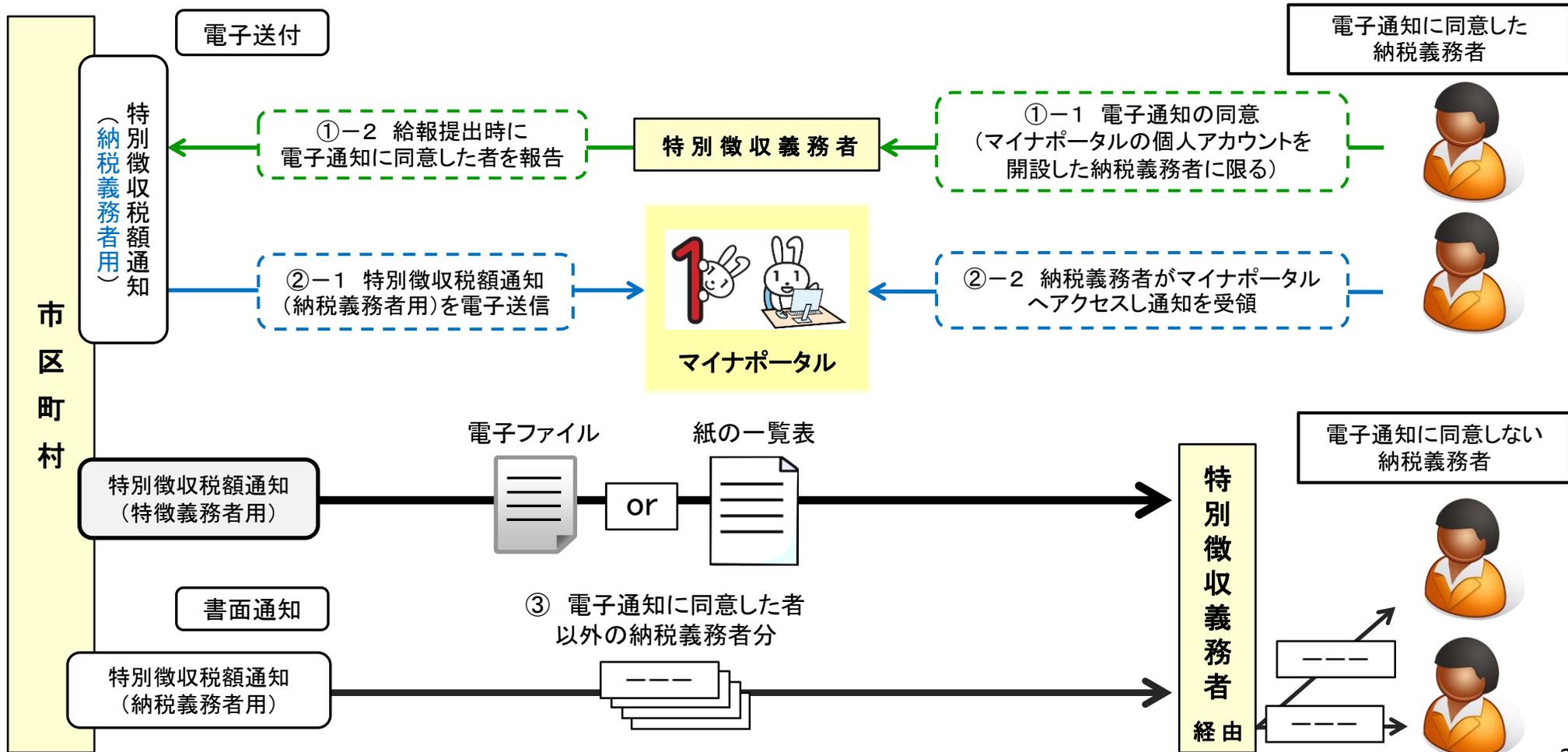
①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を
 給与支払報告書により受領

※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)

②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領

③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知

※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)

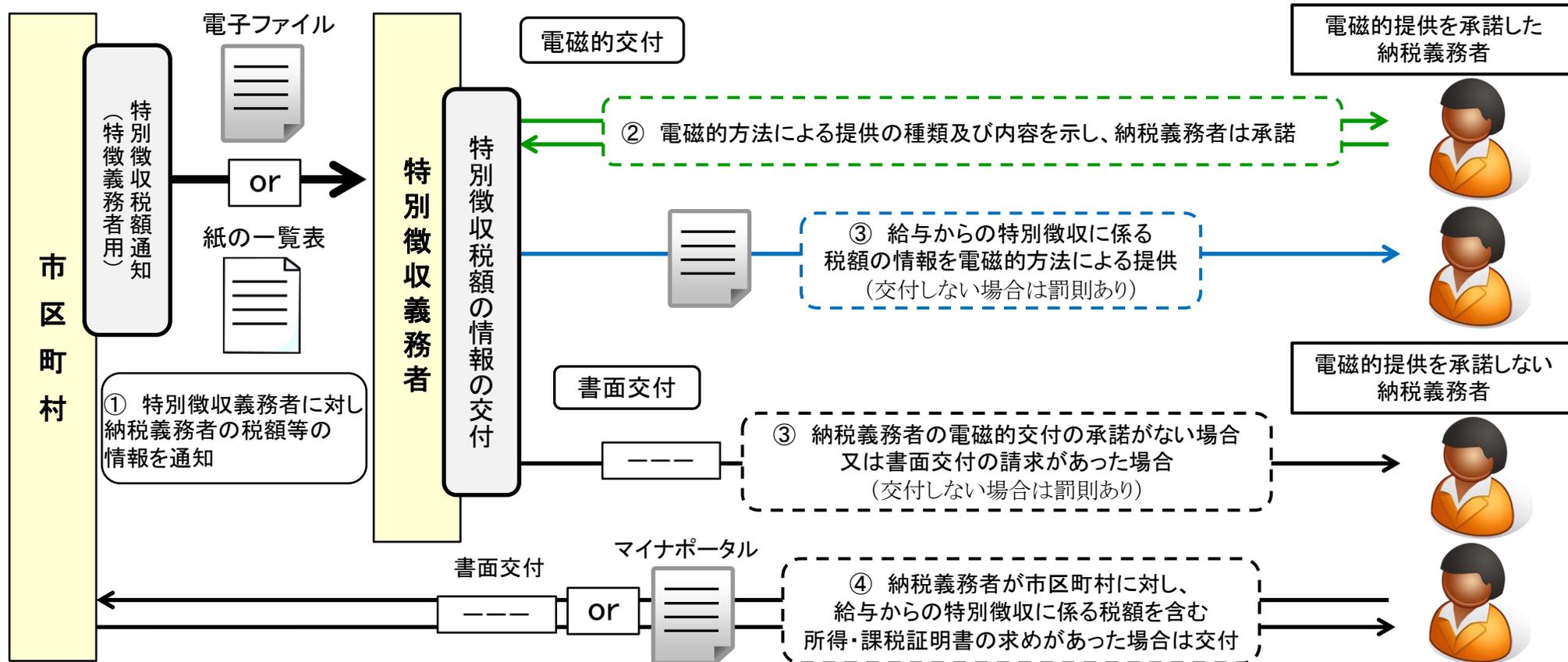


案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等が減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コストが大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
 - ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
 - ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報进行交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

○市区町村の事務負担は減少

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について

- ・賦課税目である個人住民税にあつて、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

個人住民税における特別徴収税額通知書の通知項目について

1 昭和29年(地方税法施行時)

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額、税率)

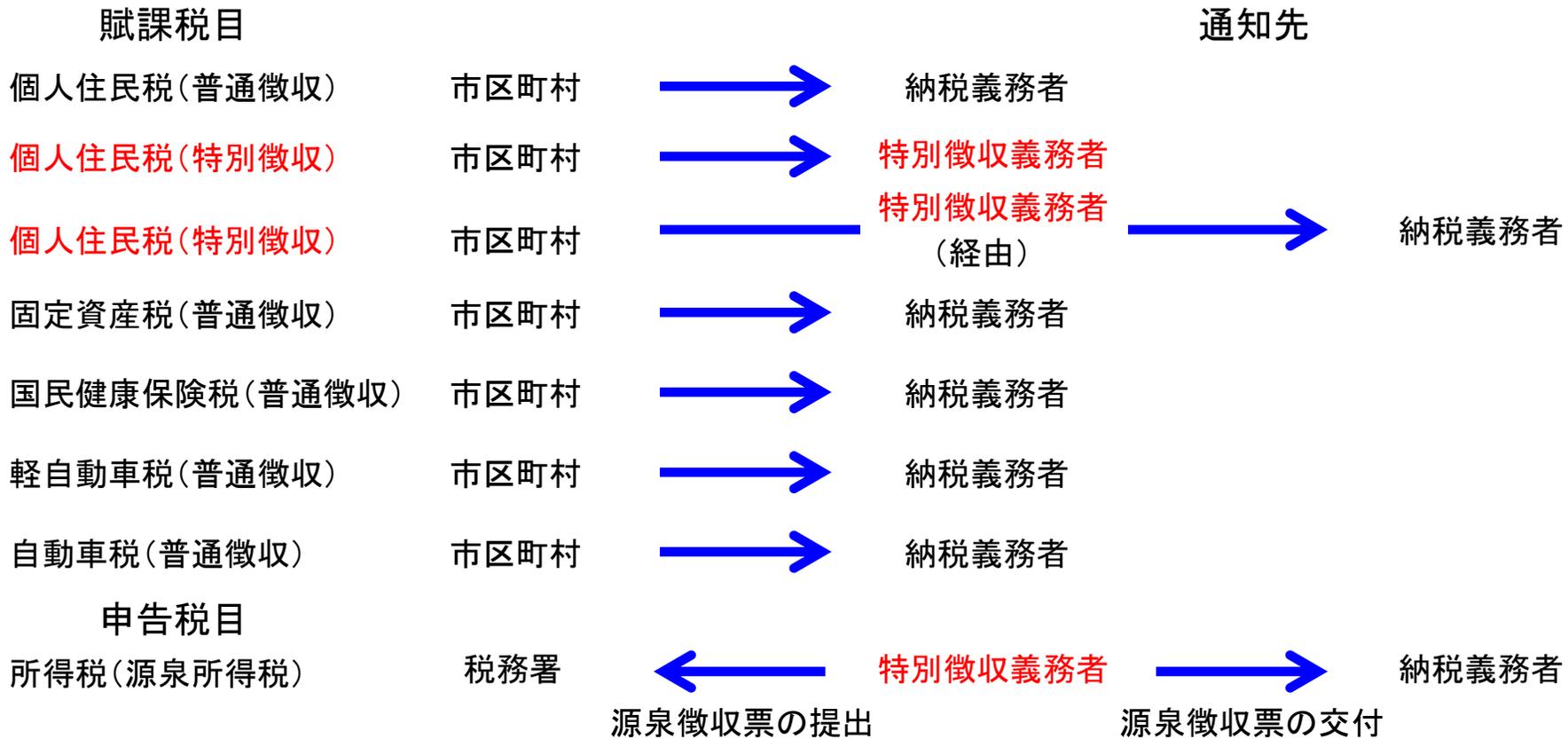
2 昭和52年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額、市町村民税・道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額・税率)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

3 平成5年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、給与収入額、所得額、所得の区分、所得控除額、課税標準額、所得控除内訳、扶養親族、本人区分市町村民税・道府県民税別の所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

他の賦課税目との通知の流れの比較



個人住民税における特別徴収については、他の地方税賦課税目とは異なり、地方税(個人住民税)を納付する者が特別徴収義務者であるため、特別徴収義務者及び納税義務者に対して通知している。

納税義務者に対しては他の賦課税目と同様に税額の算定の基礎となった課税標準額等を通知する必要がある。

地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。